「川崎市景観計画」改定案の概要

1 現行計画とこれまでの景観施策の取組経過

(1) 景観計画とは

景観計画とは、良好な景観の形成、創出又は保全を図るため、景観法 第8条の規定に基づき定める法定計画であり、区域、景観形成方針、規 制基準、景観重要建造物・樹木の指定方針等について定めるものとされ ている。

(2) 景観施策の取組経過

本市の景観施策は、川崎市景観計画策定以前、1981 (昭和56) 年の川崎市都心アーバンデザイン事業からスタートしており、1994 (平成6) 年度に条例を制定して進めてきた。

2004(平成16)年に景観法が制定されたことを受け、本市では、 2007 (平成19) 年に川崎市景観計画を策定。

川崎市景観計画策定以降は、法に基づく施策とそれまでに取組んでき た**条例に基づく施策の2層による景観形成**を進めてきた。

【景観施策の取組経過】

1981(昭和56)年 川崎市都心アーバンデザイン基本計画策定

第1期 公共事業等の先行による都市イメージの転換

1994 (平成 6) 年 川崎市都市景観条例制定

第2期 条例による市民参加の景観づくり

2004 (平成16) 年 景観法制定

2007 (平成19) 年 川崎市景観計画策定

第3期 景観法と自主条例の2層による景観形成の推進

【現行の景観施策:景観法と自主条例の2層による景観形成】

これまでの川崎市景観計画の範囲:法に基づく施策に限定

[景観計画に基づく施策]

魅力ある川崎らしい景観の実現

- ・市全域で共通の色彩基準により、街なみから著しく突出した 建築物等の出現を防ぎ、都市景観を保全・誘導
- ⇒市内の景観形成を緩やかに誘導し、異質な景観の出現を抑制

都市拠点の顔づくり

- ・都市拠点において、景観計画特定地区(6地区)を定め、都 市景観を保全・誘導
- ⇒川崎の顔となる景観づくりを先導

[条例に基づく施策]

市民発意の景観形成

- ・市民が主体となって街なみのルールづくりを行う地区を都市 景観形成地区(7地区)に指定し、支援を通じ地域特性を活 かした都市景観を誘導
- ⇒住民の手による独自性のある景観づくりが進められてきた

2 景観施策を取り巻く主な課題

現行計画は、本市の特性を活かした良好な景観形成に寄与し、一定の 実績と成果を上げてきたが、策定から10年以上が経過し、本市を取り 巻く社会情勢等は大きく変化しており、景観形成の考え方や景観誘導の 対象等について変化が生じている。

① 上位・関連計画の改定策定への整合

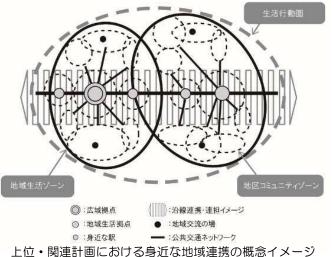
- ・上位・関連計画において超高齢社会の到来を見据えた身近な地域に おけるまちづくりへと政策転換が図られている中、これまでの景観 施策は、都市拠点を中心として主に景観づくりに取組んできてお り、地域資源を保全・活用するといったより一層身近な地域の個性 を活かす取組が求められている
- ■これまでの景観施策:広域拠点を中心に行われてきた川崎の顔となる景観づくり







■これからの景観施策:身近な地域においても取組をより推進していくことが必要



② 策定時想定していなかった新たな取組等への対応

・近年、活性化が見られる公共空間の利活用や公有財産の有効活用等 の新たな取組や技術革新等、時代の変化への対応が求められている





オープンカフェ (横浜市)

広告を活用した案内板(海外)

③ これまでの運用の見直しと景観の更なる質の向上

・数値基準による一律的な景観誘導を行っているため、時代に応じ たより優れたデザインの創出に向けた柔軟な誘導が求められている

3 改定の基本的な考え方

(1) 景観計画改定の目的

景観施策を取り巻く背景・課題を踏まえ、これまでの本市の景観施 策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔 **軟で質の高い景観形成を推進するため、**景観計画の改定を行うもの とする。

(2) 改定の視点

次の3つの視点に基づき改定を行う。

視点 1 地域の個性を活かす

これまで取組んできた地域の個性を活かす取組を更に進め、都市拠 点だけでなく、身近な地域においても取組を推進するとともに、景観を 「つくる」だけでなく、「保全・活用する」ことで川崎の多彩な魅力を より一層引き出します。

- 基本目標に「つくる」だけではなく、「保全・活用する」といった視点を追加1章
- 景観拠点に「都市」だけでなく、「自然」「文化」といった新たな類型を追加3章
- 大きな景観のまとまりだけでなく、身近な地域の景観要素を新たに位置づけ3章

視点 2 時代の変化に対応する

社会情勢の変化に伴い、景観施策に求められる内容も変化していま す。時代の変化に対応した施策を推進します。

- オープンカフェ等の公共空間の利活用等の活性化を踏まえ、賑わい創出等の効果 を有する広告等について、規制緩和の考えを追加5章・7章
- デジタル広告物等の新たな技術等へ対応した景観誘導を行うことを新たに位置づ け8章

視点 3 質をマネジメントする

景観に影響を及ぼすものを広く対象とし、必要な基準の強化を行う とともに、単に規制を行うだけではなく、一律の規制によらない柔軟な 誘導を行うことで景観の質をマネジメントします。

- 建築物等の景観形成基準に数値基準によらない定性的な基準を明文化するととも に届出対象要件を細分化4章
- 市全域を対象に新たに屋外広告物に関する基準等を設定 5章
- アドバイザー制度等、専門家による技術的助言を得ながら景観誘導を行う仕組み の検討8章

※本市独自の景観施策を含めた一体的な計画へと見直し

今までの景観計画は、**景観法で規定されている内容**を定めていた が、改定にあたり本市独自の施策である条例に基づく都市景観形成 地区等についてもあわせて、本計画に位置づけることにより、総合 的に施策展開を図る。

また、本計画の別表に定める景観計画特定地区の景観形成基準等に ついて、本改正にあわせ、所要の整備を行う。

4 川崎市景観計画改定案の概要

序章 川崎らしい景観を目指して

- 1 これまでの川崎市の景観づくり
- 2 景観計画の改定の基本的な考え方
- 3 景観計画の体系図

第1章 基本理念・目標および計画の位置づけ

1 景観形成の基本理念

○引続き、現行計画の景観形成の基本理念を継承

「かわさき百年の風土記づくり」

社会情勢が目まぐるしく変化する中においても百年 単位の展望をし、長い年月を経ても価値を失わない魅 力ある川崎らしい景観形成を推進

2 川崎市における景観のとらえ方

○都市空間だけでなく自然環境や人の営みにも力点を置き、 「景観」について広くとらえ直し

「景観のとらえ方」

都市空間はもとより、

自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、 普段人々が目にしているながめ

3 景観形成の基本目標

- ○景観形成の基本目標を見直し
- ・景観を「つくる」だけではなく、「保全・活用する」といっ た視点を追加
- ・新たに**景観への愛着を高めることを目標に追加**
- ・市民・事業者・市の**協働による景観づくりについては、**目標 全体に係るものであるため、 景観形成の推進方策に位置づ

け、より積極的に取組む

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
現行計画	改定計画					
目標 1	目標 1					
川崎を形づくる骨格を際立た	川崎を形づくる骨格を <u>活かす</u>					
せる <u>景観づくり</u>						
目標2	目標2					
個性と魅力ある川崎の顔とな	個性と魅力ある川崎の顔を					
る <u>景観づくり</u>	<u>つくる</u>					
目標3	目標3					
地域特性を活かした身近な街	地域特性を活かした身近な					
なみの <u>景観づくり</u>	街なみを まもり・育てる					
目標4	目標4【新】					
市民・事業者・市の協働によ	情報発信により川崎の景観へ					
る <u>景観づくり</u>	の愛着を高める					

4 計画の位置づけ

○新たな関連施策との連携を強化

- ・これまで連携を図ってきた施策だけではなく、新たに観光等 良好な景観を形成する上で必要な関連施策との連携を強化
- ・法定計画にとらわれず、市独自の景観施策を含めた一体的な 計画とし、より効果的な施策展開を図る

第2章~第4章

第2章 景観の特徴

・川崎市の景観の特徴を大きさ や性質の異なる 4 段階の景観 のまとまりと要素に再整理

景観要素 景観の特徴

多様な地形の特性

からつくり出され

る広く緩やかな

景観のまとまり

河川や崖線等が

つくる市域を貫

く帯状の景観の

まとまり

・多摩川沿い

• 多壁丘陵

・二ヶ領用水沿い

・多摩川崖線沿い

地域の成り立ち

や土地利用を活

かした特徴的な

景観のまとまり

自然的要素のま

・文化資源を核と

したまとまり

・ 都市のまとまり

とまり

・丘陵部

•平野部

臨海部

地形

農地

緑地

公園

河川·水辺

街なみ

建築物

屋外広告物

工場夜景

歴史·文化

賑わい

おまつり

第3章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

- ・第2章で整理した景観の特徴を踏まえ、景観計画区域を「ゾーン」「帯」「拠点」「要素」 の構成に分類し、構成毎に区分した上で、それぞれについて景観形成方針を策定。
- ・景観拠点に新たな類型の景観拠点を追加するとともに、身近な地域の景観要素も、まもり・ 育てていくものとして新たに位置づけ

景観の区域の構成と区分

景観のまとまりをそれぞれ「景観ゾーン」「景観の帯」「景観拠点」「景観要素」の構成に分類

景観計画区域全体における景観形成

「目標1川崎を形づくる骨格を活かす」

平野部ゾーン 丘陵部ゾーン 崎 市の景観の骨格 臨海部ゾーン 景観ゾーン

それぞれの景観ゾーンの特 徴を活かしながら、緩やかに 良好な景観の形成を図るよ う基礎的な景観形成方針を 定める



・景観の帯の美しい景観が際 立つとともに周辺地域と一 体となった良好な景観形成 を図るよう、それぞれに景観 形成方針を定める

特色ある景観のまとまりにおける景観形成

都市系拠点

景観拠点

「目標2個性と魅力ある川崎の顔をつくる」

新たな類型の景観拠点を追加

・景観を広くとらえ直し「つく る」だけでなく「保全・活用」 する視点から、自然系拠点、文 化系拠点を追加[新]

・それぞれの特性や上位計画、関

- 連計画等との整合を図り景観 形成方針を定める
- まちづくりの動向を踏まえ、そ れぞれの地区で独自の景観形 成基準を定める

新たな景観まちづくりの創出・育成[新]「目標3地域特性を活かした身近な街なみをまもり・育てる」

自然系拠点[新]

個性や魅力を引 き立てる身近な地 域の景観の要素

- ·水·みどり
- ・暮らし \ •歷史文化

まちづくりの萌芽

景観形成を先導する地区

景観

個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

身近な地域の景観要素を 新たに位置づけ

- ・景観形成の育成及び創出の 対象として、新たに位置づけ
- ・まもり・育てていく旨、景観 形成方針を定める。

川崎市の景観の魅力を戦略的に情報発信

<基準>

を見直し

・より質の高い景観誘導を行い、魅力的 な景観形成を図るために、景観ゾー ン、景観の帯ごとに、数値基準によら ない定性的な基準を明文化[新]

第4章 良好な景観の形成のための

区分ごとにそれぞれ建築物及び工作物

を対象とした景観形成基準と届出要件

行為の制限に関する事項

【定性的な基準の例】

配置・規模:本市の骨格的景観や周辺 の建築物群のスカイライ ンとの調和を図り、著し く突出した高さの建築物 は避ける

など

- ・数値基準による「色彩基準」の範囲は 従来通りとしているが、**適用除外の** 条件を一部見直し
- ✓ 景観拠点等、個別の基準を定めている 場合を適用除外条件に追加

<届出>

より地域の個性を活かした景観形成を 図るために**届出要件を細分化**

【建築物】

- ・地域特性に応じて以下の通り届出要 件を見直し
- ✓ 「高さ」だけでなく、「長さ」要件につ いても高度地区ごとの基準を設定
- ✓ 高度地区指定のない市街化調整区域に 第1種高度地区同様の届出要件を適用

【工作物】

周辺景観に与える影響の大きい大規 模工作物を届出対象とし、従来の「高 さ」要件に加えて、以下の**届出要件を** 新たに追加

- ✓ 橋長 100m超の橋梁[新]
- ✓ 跨線橋と一体となった駅等[新]

第8章 景観施策の推進方針 「目標4情報発信により川崎の景観への愛着を高める」

第5章 屋外広告物等による景観形成に関する事項

- 1 市全域(景観計画特定地区を除く)を対象に屋外広告物に関する基準等を**新たに設定[新**] <mark>規制強化</mark>

- ・屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定める
- ・これまで景観計画特定地区にのみ定めてきた**屋外広告物に関する行為の制限(景観形成基準)を**周辺景観 に及ぼす影響の大きい**大規模小売店舗の壁面広告物を対象として市全域に新たに設定**





現行:景観計画における制限なし

改定案:壁面看版の面積制限を設定 外壁の色彩とあわせて規制

2 窓裏を利用する広告物を届出の対象とし、誘導していくことを明文化[拡充]

・窓裏を利用する広告物(屋外広告物に該当しない)であっても、景観に影響を及ぼすものとして届出の対象 とし、誘導していくことを**明文化**





窓裏を利用する広告物のイメージ

3 屋外広告物等の特性を活かした賑わいの創出や地域の魅力向上を図る 規制緩和

・地域活性化・賑わい創出を目的とした広告物等については、優れたデザインであって、エリアマネジメント 等の組織によって適切に運用されるものに限り、自家用広告物に限定するなどの基準を一部緩和しなが ら、適切な景観誘導を行う





エリアマネジメント広告 (札幌大通りまちづくり(㈱HPから引用)

公共空間の利活用 (京急川崎ステーションバル イベント)

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

- 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方
- 2 景観重要建造物の指定の方針
- 3 景観重要樹木の指定の方針

具体的な対象を例示するなど、 表現を一部見直し

第7章 公共施設の整備における景観形成に関する事項

1 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方

○新たに2つの事項を追加[新]

・従来の「快適な道路空間づくり」「橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり」「多彩な水辺景観づくり」「市街地の緑 化推進と緑地の適切な保全・管理」「景観形成の先導的な役割を果たす公共建築物の整備」といった事項に加え、

「公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出」「公共広告等の景観配慮」の考え方を新たに追加

2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項

○景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方を新たに位置づけ[新]

・本市の景観形成において特に重要な役割を果たす公共施設として指定する景観重要公共施設に関して、全国的に活発 化している公共空間の利活用等の取組を踏まえ、従来の「基本的な考え方」「整備に関する事項」に加え、「占用許可 等の基準に関する考え方」を新たに位置づけ

第8章 景観施策の推進方策

1 協働による景観形成の実践

- ○市民・事業者・市が協働して景観形成に取組む
- ・魅力ある景観形成を推進していくために、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協働して取組んでいく

2 景観形成に向けた取組体制の構築

- ○専門家によるアドバイザー制度等の創設を検討[新]
- ・地域の個性に応じたより質の高い良好なデザイン誘導を行うために、専門家による技術的な助言を得ながら誘導を行 う**景観アドバイザー制度等の創設を検討**する。

3 関連施策・事業との連携

- ○景観に関連する事業等との**連携による多様な景観形成を推進**
- ・良好な景観形成を推進するために、自然、歴史文化、公共施 設、まちづくり、観光など、関連する多様な分野の施策等と の情報共有や連携・調整を積極的に図る

4 魅力ある景観情報の発信

- ○魅力ある**景観情報の発信とシビックプライドの醸成[拡**充
- ・川崎の魅力ある景観情報を SNS 等各種媒体を用いて積極 的に発信する等、これまで以上に市民や事業者との協働に よる景観まちづくりを推進する

5 新たな技術や社会情勢の変化への対応

- ○新たな技術や社会情勢の変化へ対応した景観誘導[新]
- ・技術革新等により新たに出現する事業、社会情勢の変化に より規制が必要となる事業等についても、協議の対象とし て適切な景観の誘導を行う







普及イベント

景観啓発ツールの作成



プロジェクションマッピング 左:神奈川県庁(神奈川県庁 HP から引用)、右:国立西洋美術館(東京都)

5 スケジュール

2018 年度 (平成 30 年度)			2019 年度 (平成 31 年度	2020 年度	2021 年度		
7月 10月~11月 ■ 12月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			H31 年 3 月 № ※ 例 ^{※2} 改正公布	7月 ● 景観計画施行		新たな景観施策の展開 景観計画の改定にあわせ 条例改正	
り 結 申 案 告 示 公正 会	画 *** 改正 施 行	※1 都市景観審議会 屋外広告物審議会 都市計画審議会 の3審議会にて諮問	※2 ○都市景観条例 ○屋外広告物条例 ○地区計画の区域内にお ける建築物等の形態意 匠の制限に関する条例				